

野口レポート

NO. 130

平成19年7月1日

発行: 有限会社 アルファ野口

川崎市中原区中丸子 538 ミルベール・ユマルダ 1F

TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208

文責: 野口 賢次

公正証書遺言に保険を掛ける

《絶対に遺言が必要な人》孫や嫁など、相続人以外に財産を渡したい人。籍を入れていない事実婚の人。

《遺言が必要な人》行方不明の相続人がいる人。子どもがいない人。自宅で家業を営んでいる人。親の介護をしている人。二世帯住宅の人。異母（父）兄弟がいる人。相続人に多重債務者がいる人。

《遺言があったほうがいい人》家系を維持したい人。事業承継者になる人。財産が少ない人。姉多くして長男が末っ子である人。相続の現場では、遺言さえあったらと思うことが少なくありません。

逆に無いほうがいい遺言もあります。

ある地主さんの遺言を拝見しました。〇〇〇〇が遺言執行者に指定されています。無いほうがいい遺言の典型です。

相続税納税を考慮していない、相続人の生活も考えていない、何が目的か分からない、これでは相続人は幸せになれません。

相続が開始し、この遺言を一方的に執行されてしまったら、相続人はたまったものではありません。

相続人全員が円滑に相続税を納められること、各人の経済状態や家族構成も考慮し、相続後の生活も見据え作りたいものです。

地主さんには作り直すことを提案しました。財産が同じなら新しい遺言を作れば前の遺言は効力を失います。

公証役場の公証人さんは、遺言の内容にアドバイスはできません。遺言は目的にあった設計が大切です。ヒヤリングを繰り返し遺言の目的をつかみます。各財産の性質を把握し、相続税の納税なども考慮し、早くて数ヶ月、半年以上かかることもあります。

遺言者は高齢の方が多いです。この時の最大のリスクは、プランが完成する前に相続が発生してしまうことです。

長男（本家）に器量（譲る心）があればの話です。公正証書遺言作成にあたり、保険を掛けておくことにしています。遺言に保険！？そんな保険、生命や損保では扱っていません。

おじいちゃんに「１、遺言者が所有する一切の財産を長男〇〇に相続させる。２、この遺言の執行者を長男〇〇に指定する」最短の文面で自筆証書遺言を作ってもらいます。

これ位なら高齢のおじいちゃんにも書けるでしょう。法的不備で無効にならないよう、目の前で書いてもらいます。

万一プラン作成前に相続が発生してしまったら、相続税納税などを考慮し、プランに添った遺産分割の話し合いをします。本家が一步譲ればほとんど合意に至るでしょう。譲っても話し合いがまとまらなければ、黄門様の印籠（遺言）を出し、再度話し合いをします。

おじいちゃんの書いた遺言は、正式な公正証書遺言が出来るまで保険の役割をします。公正証書遺言が完成すれば、リスクを担保していた自筆証書遺言は、効力を失いその役目を終えます。

遺言の目的は「相続人の幸せ」です。